



赤い羽根 地域見守り活動助成金交付要綱

1. 趣旨

住み慣れた地域で誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現を目指し、一人暮らしの高齢者等の見守り・声かけ活動に取り組み、地域における助け合い・支え合いを推進することを目的とする。

2. 対象団体

岡山市内に拠点を置き、市内で住民の助け合い活動を行う住民組織や市民のために取り組む福祉活動や社会貢献活動を行う団体（社協支部・地区社会福祉協議会、安全・安心ネットワーク、連合町内会、ボランティアグループ等）で、以下の条件をすべて満たすもの。

- ① 法人格の有無は問わないが、団体の規約（会則）などを備えていること
- ② 活動の実績・内容及び財務の状況を明らかにできること
- ③ 1年以上の活動実績を有し、継続して活動していること
- ④ 自主的な運営を行っており、地域内の福祉課題への対応や社会的課題へ取り組んでいること
- ⑤ 会費・負担金等の自主財源など経済面で自己努力があること
- ⑥ 政治活動、宗教活動、営利を目的とした活動は行わないこと

3. 対象事業

一人暮らし高齢者等見守りが必要な人への孤立防止や助け合いを目的とした定期的な訪問や声かけ等による見守り活動に係る以下の経費に関するもの

- ① 広報啓発：チラシ・ポスター、のぼり旗、看板、ステッカー・マグネット（自動車や自転車の前かご用）等
- ② 活動物品：ジャンパー、ベスト、帽子、たすき、腕章、名札等

なお、以下のものについては対象外とする。

※ 岡山市社会福祉協議会や岡山県共同募金会等から同種の支援を受けている活動

※ 団体の運営に要する経常的経費、会食費など親睦に係る費用、個人の所有になるもの（Tシャツ等）の購入費等

4. 助成金額

補助金は、1団体につき10万円を上限とする。

5. 申請方法

申請書（様式1）及び活動がわかる書類（写真・チラシ等）を、岡山市社会福祉協議会へ提出する。

6. 選考及び通知方法

申請を受理したときは、その事業内容を審査し、補助の可否及び助成額を通知する。なお、審査は単年度ごとに行う。

7. 交付

交付対象となった団体からの交付請求書（様式 2）に基づき交付する。

8. 事業報告

交付を受けた団体は、その年度の 3 月末までに事業を終了し、実施後速やかに、報告書（様式 3）及び事業に要した経費の領収書（コピー可）、事業実施が確認できる資料（写真・チラシ等）を提出する。

なお、未執行、虚偽の申請、目的外使用があった場合は助成金を返還すること。

9. 助成明示

作成物等には赤い羽根共同募金の助成を受けていることを明示すること。

10. その他

この助成金は、岡山県共同募金会から交付される赤い羽根共同募金配分金を充当し、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間、予算の範囲内で実施するものとする。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

この改正要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

赤い羽根 地域見守り活動助成金 明示ガイド

「共同募金は何に使われているの？」といった声が市民の方からよせられることがあります。募金にご協力いただいた方々に、使いみちの大切さを理解してもらえるように、助成を受けた団体の皆さまには、赤い羽根の助成を受けた証として、赤い羽根のロゴマーク等を必ず明示いただくようお願いします。

-  ロゴマークのデータは本会から支給されたものを使用してください。
-  ロゴマーク等は必ず印刷や刺繍等（取り外し不可のもの）をしてください。
-  目立つ大きさで見やすい場所に明示してください。

1. ロゴマーク（支給データ）

パターン①

赤い羽根共同募金



パターン②

赤い羽根共同募金



パターン③

※明示する場所が狭く、
①②が使えない場合



2. 印刷物など、ロゴマークが大きく表示できない場合

文例

- ① 赤い羽根共同募金助成事業
- ② この事業は赤い羽根共同募金の助成を受けています。
- ③ この〇〇は赤い羽根共同募金の助成を受けて作成しました。